

忍野村告示第 70 号

忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

忍野村長 大森彦一 印

忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、忍野村の風致景観を重視し、後世に引き継ぐべき自然財産を保持し、観光地としての利用と保護の観点から、トレーラーハウス等を設置し、事業を行うもの（以下「事業者」という。）に対して、必要な事項を定めて指導を図り、無秩序な設置を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) トレーラーハウス等 トレーラーハウスその他類似したグランピング施設をいう。
- (2) トレーラーハウス 車輪を有する移動型住宅で固定されてなく、原動機を備えた車両等によりけん引されるものをいう。また、随時かつ任意に移動できるものであるため電気及び水道・ガス等の系統設備は工具を用いずに脱着できる構造とする。

(建築物該当性の判断基準)

第 3 条 村長は、トレーラーハウス等が次の各号のいずれかに該当する場合は、建築基準法上の建築物として取り扱うものとする。

- (1) 第 9 条に規定する許可及び基準に適合しない場合
- (2) 敷地内を随時かつ任意に支障なく公道に移動することが可能な状態を維持できていない場合
- (3) 公道を適法に走行できない状態の場合
- (4) 電気、水道、排水、ガス等の設備が工具を使用せずに取り外せない状態にある場合
- (5) ウッドデッキ、階段、屋根等の施設が工具を使用せずに取り外せない状態にある場合
- (6) 基礎、束、アンカー等により地面に固定されている場合
- (7) その他、実態として土地に定着していると認められる場合

(事前協議)

第4条 村内にトレーラーハウス等の持ち込み事業を行おうとする事業者は、内容、規模、色合い、期間等について事業着手の前にトレーラーハウス等設置事前協議書(第1号様式)を提出し村と協議を行うものとする。なお、付随した工作物・建築物に対しても協議の対象とし、色合いについては忍野村景観条例または忍野村風致地区条例を準用するものとする。

2 村長は、協議に基づき、事業者に対して協議通知書(第4号様式)により通知する。

(届出)

第5条 前条の規定により事業を行おうとする事業者は、協議が整った事案について、事業着工の30日前までにトレーラーハウス等設置届出書(第3号様式)を村に届け出なければならない。

(変更)

第6条 事業者は、第4条第2項の通知書を受け取った後に事業を変更する場合は、村に事業変更協議書(第2号様式)を提出して協議するものとする。

2 村長は、協議に基づき、事業者に対して協議通知書(第4号様式)により通知する。

(報告)

第7条 トレーラーハウス等の設置を完了したときは、設置後7日以内にトレーラーハウス等設置完了届(第5号様式)を村に届け出なければならない。

(調査)

第8条 村は、必要に応じて事業施行状況を調査することができる。事業者は、この調査に立ち会わなければならない。なお、調査により改善を要する事項を確認したときは、事業者に対し必要な措置及び指導ができる。

(定期報告)

第9条 事業者は、トレーラーハウス等が保安基準(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条第1項に規定する基準をいう。以下「保安基準」という。)内である場合1年に1度自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する検査証)を提出しなければならない。

2 事業者はトレーラーハウス等が保安基準外である場合、基準緩和認定(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項に規定する認定)及び特殊車両通行許可書(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する許可)

を1年に1度村に提出しなければならない。

(撤去)

第10条 トレーラーハウス等の撤去を行ったときは、撤去後7日以内にトレーラーハウス等廃止届(第6号様式)を村に届け出なければならない。

(生活環境整備)

第11条 事業者は、トレーラーハウス等からの廃棄物等(ごみ)の処理方法について、村と協議するものとし、その指示に従うものとする。

2 事業者は、防災対策等危機管理の徹底を図ることとする。

3 事業者は、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害が発生しないよう対策をとることとする。

(指導)

第12条 第5条の規定により届け出た設置期間を過ぎ、トレーラーハウス等を定置している場合は、村は事業者に対し指導を行うことができる。

2 建築基準法(昭和25年法律第201号)上、建築物に該当するもの及び建築物とみなすことのできるトレーラーハウス等については、村は是正指導を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、トレーラーハウス等の設置に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前から村内でトレーラーハウス等を設置し、事業を行っている者は施行の日から90日以内に届け出を行うものとする。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

忍野村長 殿

施行者 住 所
氏 名 印
電話番号

ト レ ー ラ ー ハ ウ ス 等 設 置 事 前 協 議 書

忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱に基づきトレーラーハウス等を設置したいので、
関係書類を添え協議します。

（添付書類）

- ・ 平面図、公図
- ・ 土地所有者がわかるもの（土地登記簿謄本等）
- ・ 同意書（土地所有者と施行者が異なる場合のみ）
- ・ トレーラーハウス等の構造図及び外観の分かる図面
- ・ 現況写真

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

忍野村長 殿

施行者 住 所
氏 名 印
電話番号

事 業 変 更 協 議 書

年 月 日付け、忍発第 号で通知のあった事業（トレーラーハウス等設置）について事業を変更したいので、忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱第 6 条の規定により下記のとおり協議します。

記

事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

忍野村長 殿

施行者 住 所
 氏 名
 電話番号

印

トレーラーハウス等設置届出書

忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所			
土地所有者			
住 所		氏 名	
設置台数		敷地面積	
給 水	簡易水道 ・ 井戸	排 水	公共下水道 ・ 浄化槽
用 途			
トレーラーハウス 等の配色			
期 間			
<u>（事業） 内容</u>			

第 4 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

施行者 住 所
氏 名 殿

忍野村長 印

協 議 通 知 書

年 月 日付けで協議のあった事業（トレーラーハウス等設置）について{同意した・同意できない}ので、忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱 {第 4 条第 2 項・第 6 条第 2 項} の規定により下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|----------------|---------|
| 1 | 事業の内容 | (設置内容) | |
| 2 | 事業区域の所在地番 | 忍野村 | 番地 |
| 3 | 事業区域の面積 | m ² | |
| 4 | 事業の期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 5 | 条件（同意できない理由） | | |

第 5 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

忍野村長 殿

事業施行者 住 所
氏 名 印
電話番号

トレーラーハウス等設置完了届

忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置場所			
設置台数		敷地面積	
給 水	簡易水道 ・ 井戸	排 水	公共下水道 ・ 浄化槽
トレーラーハウス等の配色			

添付書類 現況写真（着手前・着工後）

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

忍野村長 殿

事業施行者 住 所
氏 名 印
電話番号

トレーラーハウス等廃止届

忍野村トレーラーハウス等設置指導要綱第 1 0 条の規定により届出を行ったトレーラーハウス等について、次のとおり廃止したので届け出ます。

設置場所			
台 数		残台数	
廃止年月日			
<u>廃止理由</u>			

添付書類 撤去前後の写真

第7号様式

同 意 書

下記施行者により、トレーラーハウス等事業を実施することを同意します。

事業用地所在：_____

住 所：_____

施 行 者：_____

(土地所有者)

住 所：_____

氏 名：_____ 印